

毎月15日までの会費納入に、  
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀



# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 確定申告の準備をはじめよう

### 税金相談員学習会に参加しましょう

残り2回です。

③確定申告書の書き方 1月15日(水)

④減価償却費など決算修正 1月22日(水)

いずれも19時~21時

レディヤン春日井1階第1会議室

### 年末調整講習会(完全予約制)

日時	10時~	14時~	19時~
1月16日(木)	⑧	⑨	⑩
⑧~⑩はレディヤン春日井4階第4会議室で開催			
1月17日(金)	⑪	⑫	

講習会(⑧~⑫)の参加希望日を事前に予約してください。

源泉所得税の納付期限は1月20日(月)、  
書類の提出期限は1月31日(金)です。

今年の重税反対統一行動は3月13日(金)。そろって参加しよう  
春日井民商では、今年も重税反対統一行動にバス3台を貸し切って参加し、みんなでそろって申告書を提出します。提出後、希望者は犬山ローライ館へランチバイキングに行きます。  
今から余裕をもって確定申告の準備をし、3月13日(金)はみんなで重税反対統一行動に参加しましょう。

確定申告書の提出期限まで2ヶ月です  
新年になり、個人事業主の皆さんはこれから頭を悩ませる時期になります。例年ですと、今月末から2月初めにかけて申告書が皆さんのもとに届きます。  
申告書が届いてからようやく「さあ申告の準備を始めよう」という人が毎年多いのですが、皆さん確定申告の準備は進んでいますか。  
今年の所得税の確定申告書の提出期限は3月16日(月)、消費税の提出期限は3月31日(火)です。  
消費税申告の準備はしていますか  
課税業者の皆さんは、今年の消費税の申告では大変複雑な作業が必要で、昨年10月に消費税率が

10%に増税されたとともに、複数税率が導入されたためです。  
9月末までと10月以降に区分して計算する必要があります  
本則課税の方でも簡易課税の方でも、9月末までの売上と10月以降の売上を区分する必要があります。10月に入金のあったものでも9月末に請求書を出したものは8%になります。食品のテイクアウトなど「軽減税率」対応の売上のある方は、それ以外の売上と区別する必要があります。  
本則課税の方は、仕入や経費の支払いも9月末までと10月以降に区分し、「軽減税率」対応の支払いのある方は、それ以外の支払いと区別しておく必要があります。

今年の消費税申告では、上記のようなきわめて複雑な計算が必要となってきます。会計ソフトを利用している方も、古いソフトを使用している場合、買い替えが必要となる場合もあります。  
不安な方は気軽に事務所までお尋ねください。  
各支部・班の申告相談会やパソコン入力会へ参加して申告書を完成させよう  
民商では、各支部・班の相談会で、みんなで教えあいながら申告書の作成を進めています。また、パソコン会計を利用している人向けのパソコン入力会も計画しています。  
相談会、パソコン入力会の日程については、決まり次第「民商だより」に掲載しますので、必ず参加するようにしましょう。

## 新年事務所びらき

1月4日(土)、

新年恒例の事務所びらきを行いました。18名が参加し、新年の抱負を語り合いました。



### お知らせ

1月21日(火)は、全県事務局員会議のため、事務局が不在となりますので、事務所へご用の方はご注意ください。

御礼

1月5日愛婦協新年会におきまして干支、かぐや姫、千支の破魔矢等のご購入、誠にありがとうございました。



かぐや姫  
¥9,600  
→¥4,800



儀のねずみ  
¥14,000→¥7,000



福袋ねずみ  
¥6,800→¥3,400

金屏風も  
発売中

いいもの倶楽部人形(西支部会員)

☎0568-81-0918

mail: kita@gf7.so-net.ne.jp

いいもの人形←検索